

学会組織の位置づけと獣医学術学会関係事業等の
運営見直しの経過等について

(地区制により地区を構成する地方獣医師会が主催する
獣医学術地区学会事業及び地区獣医師大会事業を含む。)

平成23年4月1日

社団法人 日本獣医師会

学会及び地区学会（地区獣医師大会事業を含む。）関係

1 見直しの必要性

- (1) 「学会」については、日本獣医師会（以下「本会」という。）の定款において本会の獣医学術学会事業の運営を担う会議体の機関として位置づけています。しかし、これまで日本学術会議の登録団体として平成2年度から形式上は本会とは別の任意の機関として、学会独自の組織及び事業並びに会計・経理運営を許容する規程が整備され、当該規程に基づき組織及び事業が運営されてきました。
- (2) このことに伴い、これまで学会監査などの組織内においても本会との二重構造化等の問題点が再三にわたり指摘され、早急な是正（学会について本会の学会活動を担う会議体の機関としての位置づけの明確化とこれに則しての学会運営の確保）の必要性が求められています。
- (3) 特に、「学会」を形式上本会とは別の任意の機関として位置づける要因となっていた日本学術会議の登録学術研究団体制度が廃止され、このことにより「学会」を任意の機関として位置づける必要性がなくなり、本会定款の規定に基づく「学会」の位置づけによる運営を図ることが可能となりました。
- (4) また、一方で、平成20年12月に新たな公益法人制度に係る関係三法が施行され、本会を含め特例社団法人は公益認定申請を行うか否かにかかわらず、最低限の措置として一般法人法の基本原則の下での組織及び事業の運営を行うことが求められることとなり、「学会」については本会の学会関係事業の運営のための会議体の機関として、会計・経理面を含め本会との一体的運営が求められています。
- (5) このことは、「学会」のみならず「地区学会」においても同様であり、「地区学会」についても本会の地区制の下で各地区を構成する地方獣医師会の地区学会事業の運営を担う各地区の獣医師会による会議体の機関として位置づけ運営することが求められています。

2 見直しの検討等の経過

これまで、平成19年から4年間にわたり、本会の学術部会の学術・教育・研究委員会において見直しの論議を重ね、その結果については逐次、学会正副会長会議、同理事会及び総会において、また本会理事会、全国獣医師会会長会議において報告・説明を行い、また、頻回にわたり地方獣医師会をはじめ学会関係者からの意見の聴取・通知を行う等見直しの内容について組織内合意の形成に努めてまいりました。……………別紙1

3 見直しの要点

- (1) 「学会」については、本会の学会関係事業の運営を担う会議体の機関として位置づけ、学会関係事業については、本会の事業として本会の業務運営との一体性を確保することとします（任意の法人による事業とはしない。）
- (2) 学会関係事業の運営に当たっては、母体の法人である本会の執行機能に係る権限行使との関係に留意することとします（学会は会議体の機関としての位置づけである以上、理事、監事、総会、理事会、監査などの用語を用いることができません。なお、見直し後は、理事、監事は「学会幹事」に、総会、理事会、監査は「学会正副会長会議」、「学会幹事会議」等の名称となります。また、会員制については母体の法人である本会の会員制との一元化を図ることとなります。）
- (3) 見直しは、「学会」の本会における組織上の位置づけとその関係する事業運営のあり方を一般法人法等の原則に則するのが目的であり、新公益法人制度への移行を機に学会関係事業については、母体の法人である本会の公益目的事業の柱としてこれまで以上にその発展を目指すものです。また、学会関係事業の運営の基本は従前と同様であり、これまでと実質的に大きな相違はありません。
- (4) なお、「地区学会」につきましても上記(1)から(3)と同じ観点での見直しが求められます（たとえば、評議員などの用語については、「地区学会幹事」に置き換えることが求められます。）

4 見直しの内容

- (1) 「学会」の位置づけとその運営……………別図1
「学会」については、本会の事業実施の会議体の機関（学術分野別の学会関係事業運営の会議体機関）として位置づけ、その担う事業については、本会が行う獣医学術振興・普及を目的とする公益目的事業（獣医学術学会事業）として運営し、会計・経理は本会の会計・経理の中で一体的に行うこととします。
- (2) 「地区学会」の位置づけと地方獣医師会が地区単位で開催する「獣医学術地区学会」及び「地区獣医師大会」の運営……………別図2及び3
ア 現在、本会の会員地区制の下で地方獣医師会については、各地区ごとに地区を構成する地方獣医師会ごとの区分けが行われています。「地区学会」は、各地区を構成する地方獣医師会単位で置くこととし、その担う事業の運営については、当該地区を構成する各地方獣医師会による獣医学術の振興・普及を目的とする公益目的事業（獣医学術地区学会事業）として運営し、日本獣医師会の獣医学術学会事業との連携を確保します。

なお、各地区の獣医学術地区学会事業において毎年度開催する「獣医学術 地区学会」は、当該獣医学術 地区学会の開催を担当する地方獣医師会（以下「開催担当地方獣医師会」という。）が主催することとし、当該地区を構成する地方獣医師会が複数の場合は、主催する地方獣医師会以外の地方獣医師会の共催により行います。

また、「地区学会」の運営事務は、開催担当地方獣医師会が分担し、「地区学会」は、当該獣医学術 地区学会の企画運営を担う役割とします。

イ 一方、「地区獣医師大会」は、各地区を構成する地方獣医師会の総意により各地区の判断により開催いただくものですが、前記アと同様、各地区を構成する地方獣医師会（各地区を構成する獣医師会が複数の場合は、地区獣医師会連合会）ごとに、当該地区を構成する各地方獣医師会による獣医事の向上及びその普及・啓発、政策提言等を目的とする公益目的事業（例えば、地区獣医事向上政策等提言事業、地区獣医師大会事業等）として運営することは可能と考えます。

ただし、公益目的事業として実施する場合には、その開催内容が内閣府公益認定等委員会の公益認定ガイドラインの要件に適合するものである旨を説明することが求められますので、ご留意の程お願いします。

なお、「地区獣医師大会」は、前記アの「獣医学術 地区学会」と同様、当該地区獣医師大会の開催を担当する地方獣医師会が主催いただくこととし、当該地区を構成する地方獣医師会が複数の場合は、主催する地方獣医師会以外の地方獣医師会の共催により行うものです。「地区獣医師大会」と「獣医学術 地区学会」の同時開催は、これまで通り可能です。

（３）本会会員制への一元運営……………別図４

ア 新公益法人制度への移行に当たり、本会の会員制については、定款規定に係る基本的事項であることから理事会において審議しますが、現行の会員制の基本は維持します（会員を２種に区分した上で、現５５の地方獣医師会を「正会員（社員）」に「正会員」を構成する正会員の会員獣医師については本会の「会員構成獣医師」とする。）、日本獣医師会の事業を賛助するために入会している個人及び団体を賛助会員とする。）

なお、「賛助会員」については、現状通り「学生個人会員」の区分を設けることとし、「学生個人会員」の対象範囲は、学校教育法に基づく大学（専修学校等を含む。）に在籍している者とします。

イ 一方、学会独自の会員制の仕組み（学会正会員（Ａ、Ｂ、Ｃ）、学会学生会員（Ａ、Ｂ）学会外国会員、学会賛助会員（個人、団体）については、「学会」を本会の会議体の機関として位置づけるため、一旦廃止した上で、本会の会員制への一元化を図ります。

（４）新公益法人制度への移行に伴う学会関係事業への参加

学会関係事業への参加（「学会」（「地区学会」）の関係会議・委員会への参加（幹

事委嘱を含む。）、「学会」（「地区学会」）学術誌の投稿、「学会」（「地区学会」）発表など）については、会員外の者を排除することはできなくなりますが、地方獣医師会の会員獣医師や本会の賛助会員（会費を納入する者）とのバランス確保のため、学術誌への投稿、獣医学術学会年次大会等の参加登録、発表等については、会員構成獣医師、個人会員（学生個人会員を含む。）と会員外のオープン参加者との間の参加対価の格差（負担金の徴収）を設けます。この場合、学生、動物看護職等の獣医療従事者については、これまでどおりできる限り獣医学術学会年次大会への参加登録や学生の学会学術誌投稿が容易となるよう配慮します。

なお、地区学会関係事業の参加のための対価の格差の是非については、地区学会関係事業の運営が地区を構成する各地区の地方獣医師会の検討に委ねます。

5 当面の対応

- (1) 既に公益法人関連三法は平成20年12月に施行され、その全面移行の期限が平成25年11月末までとされています。一般法人法の規定との整合性の確保が求められ、法人の組織体制と業務の運営について、「学会」（「地区学会」）の位置づけと学会関係事業の運営見直しは、本会及び地方獣医師会ともに早急に対処する必要があります。
- (2) これまで、見直し内容の実行については、ソフトランディングを図るため平成22年度から可能なところから対処することとし、関係通知（別表）により地方獣医師会における対応をお願いしてきましたが、現行の「学会」（「地区学会」）の組織及び事業運営に関する規程を廃止し、新たに関係規程として、日本獣医師会学会運営規程及び獣医学術地区学会運営規程を制定した上で、平成23年度当初からの運用を開始することとしています。

なお、規程のうち、別紙3の獣医学術地区学会運営規程は、本会の「学会」との連携を全国統一的な考えで確保するため、また、「地区学会」の組織と事業運営に関する基本的事項を定めたものです。細部の事項については、各地区学会の事情を踏まえ、各地区を構成する地方獣医師会において合議の上、定めていただきます。
- (3) 上記関係規程の施行に当たり、平成23年度の当初においては、本会の公益認定申請に向けての定款の変更が成立していないことから、本会及び地方獣医師会における体制整備については、移行に当たっての猶予措置を設けることとし、新規規程の施行に当たっては、附則に施行後も一定期間（移行登記がなされるまでの間（平成24年3月末までの見込み））は、学会の会員制等については現行の規程による運営が可能となるように措置いたします。

日本獣医師会雑誌編集・提供事業関係

1 見直しの必要性

- (1) 日本獣医師会雑誌（以下「日獣会誌」という。）については、獣医学術の振興及び獣医師その他獣医療従事者の人材育成を図ることを目的に、日獣会誌編集・提供事業において編集、発刊しています。
- (2) 日獣会誌全体の編集、発刊については、日本獣医師会雑誌編集等規程（平成21年5月31日制定。以下「日獣会誌編集規程」という。）に基づいて行われていますが、日獣会誌のうち「学会」の学術誌である日本獣医師会学会学術誌（以下「学会学術誌」という。）の編集については、日獣会誌編集規程第1条なお書きの規定に基づき日獣会誌編集規程第2条及び第5条から、第9条に定める事項を除き、別に定めるところによります。
- (3) これまで、学会学術誌の編集については、各獣医学術分野別の学会ごとに、それぞれ形式的に学会誌編集委員会規程と学会誌投稿規程を定めていました（内容は各学会学術誌ともに共通の内容）が、これまで懸案とされていた「学会」組織の位置づけと学会関係事業運営の見直しについては、 において示したとおり4年間にわたる検討を終え、この4月から新規の制定が予定されていることを受け、現行の各獣医学術分野別に定めている学会誌編集委員会規程(3本)及び学会誌投稿規程(3本)については、すべて廃止した上で、新たに日獣会誌編集規程第1条の規定に基づく 日本獣医師会学会学術誌編集等規程、 日本獣医師会学会学術誌投稿規程として、所用の内容等の整備を行ったうえで、それぞれ一元化して制定することとしました。

2 見直しの検討等の経過

前記1の(3)の 及び に係る規程については、下記により協議を重ね、検討してきたところです。

ア	第7回学術部会学術・教育・研究委員会：	平成21年	2月	4日
イ	第1回職域別部会委員会日本獣医師会雑誌編集委員会：	平成21年	6月	17日
ウ	平成21年度 日本獣医師会学会誌編集委員会：	平成22年	1月	29日
エ	平成21年度 日本獣医師会合同理事会：	平成22年	1月	30日
オ	第9回学術部会学術・教育・研究委員会：	平成22年	10月	28日
カ	平成22年度日本獣医師会学会正副会長会議：	平成22年	11月	10日
キ	平成22年度日本獣医師会学会学術誌編集委員会：	平成23年	2月	12日

3 見直しの内容

(1) 日本獣医師会雑誌の発刊・編集等の考え方……………別紙2

(2) 日本獣医師会雑誌（日獣会誌）の構成及び関係規程……………別図5

(3) 以上により、今回、学会学術誌の編集関係規程を新たに整備することとなりますが、これまでの学会学術誌の編集方法をはじめ、投稿等の手続きは基本的に変更を生じるものではありません。

なお、両規程については、3月25日開催の日本獣医師会理事会の決議により決定することとなる日本獣医師会学会運営規程の制定を受け、学会学術誌の編集に関する事項については、日本獣医師会の理事会の決議を経て、会長が定める日本獣医師会学会学術誌編集等規程として、学会学術誌の投稿に関する事項については、日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会が定める日本獣医師会学会学術誌投稿規程として、また、学会学術誌に係る著者負担金の水準等については、日本獣医師会会長が平成23年4月1日付けで定めることとしました。また、及びの関係規程については、内容等の周知を図るため7月1日までの間を移行期間とした上で施行することとします。さらに両規程の変更を踏まえ、日本獣医師会学会学術誌投稿の手引き及び日本獣医師会学会学術誌編集にあたっての申合せ事項も整備することとしました。

学会の組織及び事業の日本獣医師会における位置づけと 運営の見直しに係る検討・協議等の経過

(1) 検討・協議の経過

ア 平成19年度

(ア) 第6回学術部会学術・教育・研究委員会：	平成19年10月26日
(イ) 平成19年度学会正副会長会：	平成19年11月14日
(ウ) 平成19年度学会合同理事会：	平成20年 2月10日
(エ) 平成19年度学会合同定期総会：	平成20年 2月10日

イ 平成20年度

(ア) 学会関係者懇談会：	平成20年11月26日
(イ) 平成20年度学会合同理事会：	平成21年 1月23日
(ウ) 第7回学術部会学術・教育・研究委員会：	平成21年 2月 4日
(エ) 平成20年度地区獣医師会連合会会長会議：	平成21年 2月25日
(オ) 平成20年度第4回理事会：	平成21年 3月30日

ウ 平成21年度

(ア) 平成21年度第3回理事会：	平成21年 9月 7日
(イ) 平成21年度全国獣医師会会長会議：	平成21年10月 2日
(ウ) 平成21年度学会監査及び同正副会長会：	平成21年10月29日
(エ) 第8回学術部会学術・教育・研究委員会：	平成21年12月 3日
(オ) 第9回職域総合部会総務・広報委員会：	平成22年 1月19日
(カ) 平成21年度学会合同理事会：	平成22年 1月30日
(キ) 平成21年度学会合同定期総会：	平成22年 1月30日
(ク) 平成21年度地区獣医師会連合会会長会議：	平成22年 2月18日
(ケ) 平成21年度第4回理事会：	平成22年 3月24日

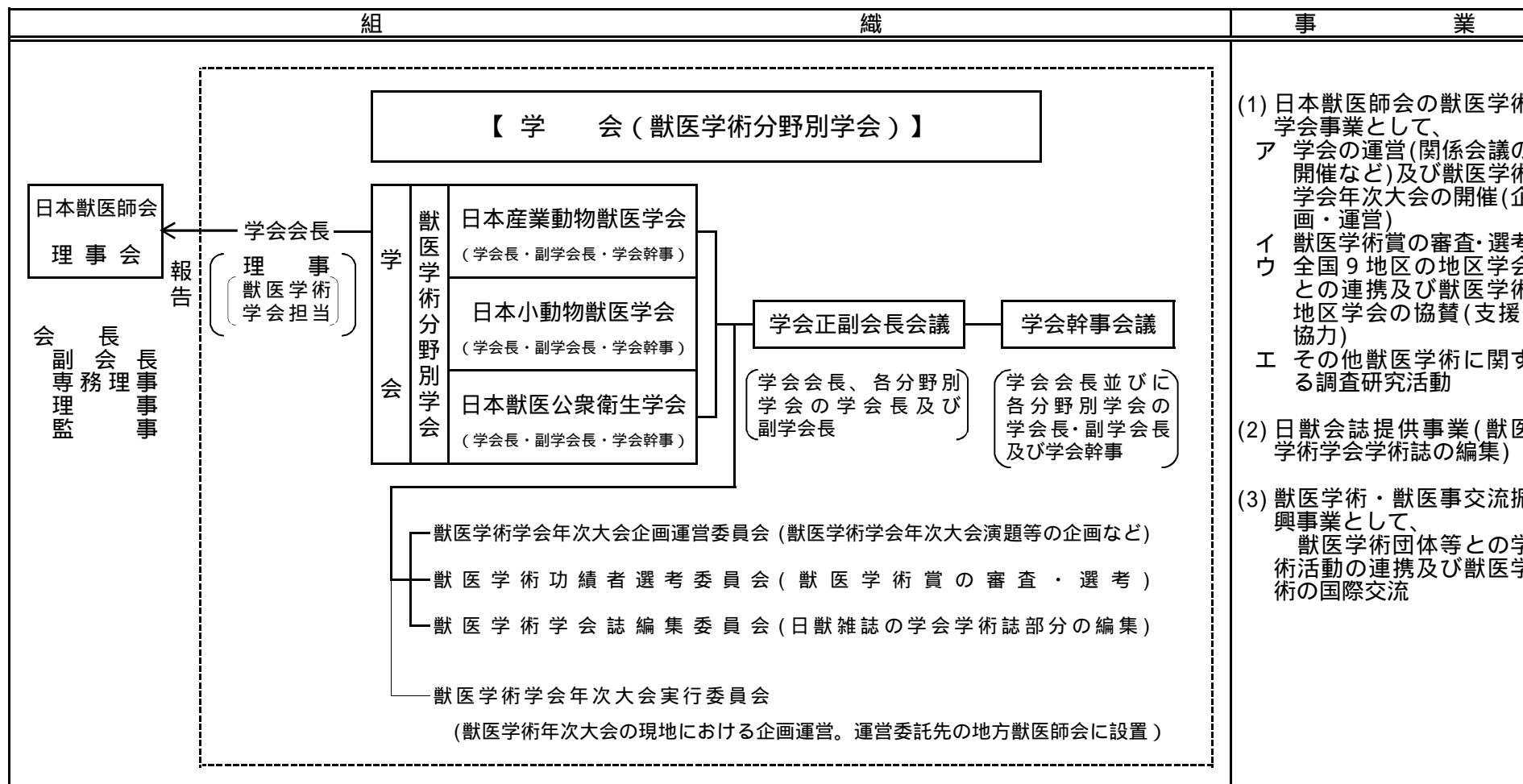
エ 平成22年度

(ア) 平成22年度全国獣医師会事務・事業推進会議：	平成22年 7月 9日
(イ) 平成22年度全国獣医師会会長会議：	平成22年10月 1日
(ウ) 第9回学術部会学術・教育・研究委員会：	平成22年10月28日
(エ) 平成21年度学会監査及び同正副会長会：	平成22年11月10日
(オ) 平成22年度第3回理事会：	平成22年12月 9日
(カ) 平成22年度学会理事懇談会：	平成23年 2月11日
(キ) 平成22年度学会合同理事会：	平成23年 2月12日
(ク) 平成22年度学会合同定期総会：	平成23年 2月12日
(ケ) 平成22年度地区獣医師会連合会会長会議：	平成23年 3月 2日
(コ) 平成22年度第4回理事会	平成23年 3月25日

(2) 意見等の聴取及び対応等の通知

- ア 平成21年3月13日付け20日獣発第267号により、前記(1)のイの(エ)の平成20年度地区獣医師会連合会会長会議の協議結果を地方獣医師会会長に通知し、併せて学会組織及び事業運営内容の見直しに係る協議検討内容について地方獣医師会から意見を聴取した。
- イ 平成21年8月28日付け21日獣発第143号により、前記(1)のウの(ア)委員会報告の中間取りまとめを地方獣医師会会長に通知し、併せて「中間取りまとめ」の内容及び獣医学術地区学会の運営のあり方等について地方獣医師会から意見を聴取した。
- ウ 平成22年3月17日付け21日獣発第279号により、前記(1)のウの(ケ)の平成21年度地区獣医師会連合会会長会議の協議結果等を地方獣医師会会長に通知し、併せて「今後における学会及び地区学会(地区大会を含む。)の運営等」について地方獣医師会における必要な体制の整備の検討を依頼した。
- エ 平成22年4月14日付け22日獣発第16号により、これまでの検討結果等を踏まえた今後の対応について整理し、地方獣医師会会長及び各学術分野別学会の会長・副会長に通知した。また、併せて対応可能な範囲で、整理した見直し方式への切り替えを依頼した。
- オ 平成22年8月10日付け22日獣発第144号により、再度、地方獣医師会会長及び各役員(理事、監事)に獣医学術地区学会事業としての「地区学会」及び「獣医学術地区学会」の運営及び地区獣医師大会事業としての「地区獣医師大会」の運営の考え方と併せて新規の制定等をまたず対応可能な範囲での見直し方式への切り替えの周知徹底について通知した。

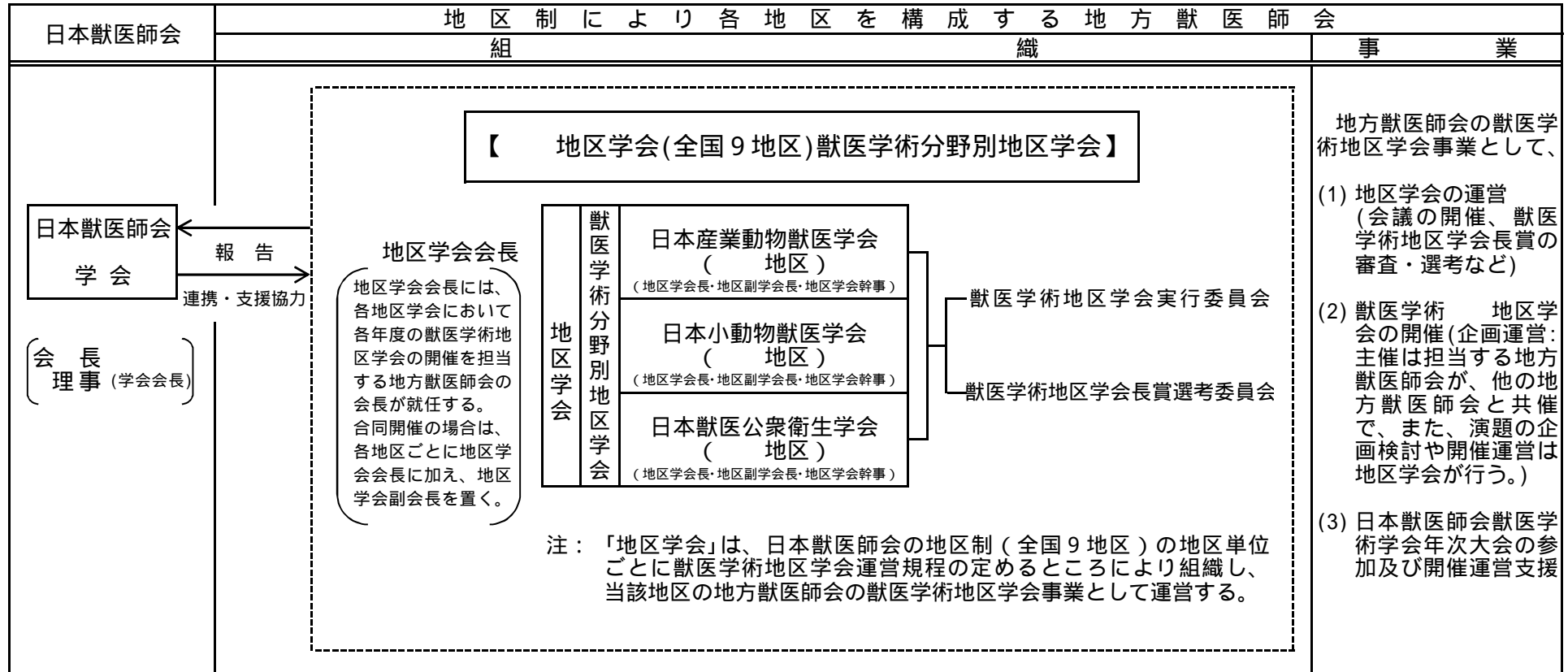
学会の組織及び事業



注： 獣医学術分野別学会の学会幹事は、各地区学会において学術分野別地区学会の地区学会長として選出された者及び 会長が獣医学術に関する研究歴を有する者のうちから選任した者について、会長が委嘱する。

別図 2

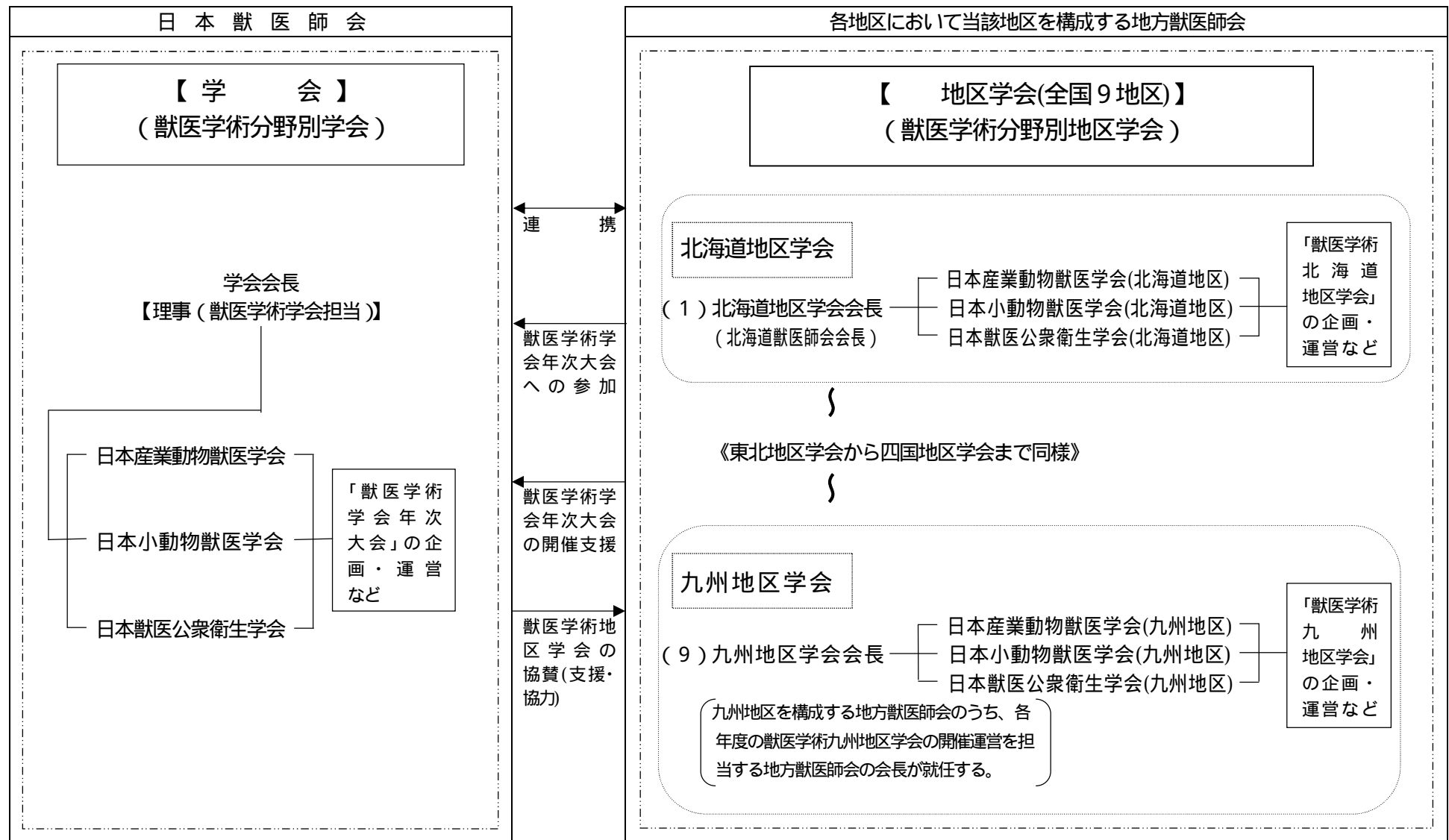
「地区学会」の位置づけと地方獣医師会による獣医学術地区学会事業の運営



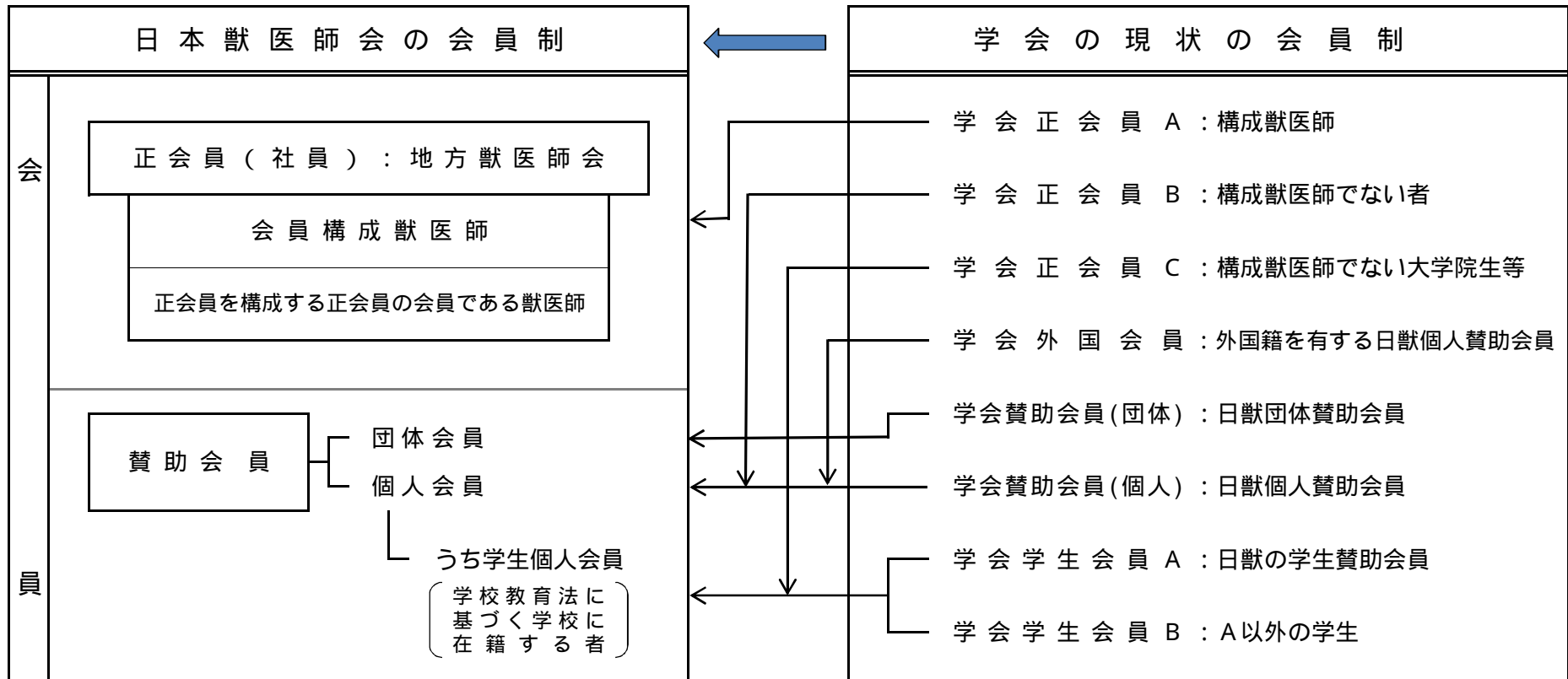
- 注： 1 獣医学術地区学会事業として行う地区学会の運営、獣医学術地区学会の開催は、獣医学術地区学会の開催運営を主催する地方獣医師会が事務の運営を行う。なお、獣医学術地区学会の開催は、各地区において獣医学術地区学会事業の事務運営を行う地方獣医師会が主催し、各地区を構成する他の地方獣医師会の共催により開催する。
- 2 地区学会幹事は、地区内の獣医学系大学関係者、その他の獣医学術に関する研究歴を有する学識経験者のうちから、各地区を構成する地方獣医師会が学術分野別地区学会ごとに適当として推薦した者を地区学会会長（獣医学術地区学会の開催を主催する地方獣医師会の会長）が委嘱する（幹事の具体的選任方法等の詳細等については各地区学会において各地方獣医師会が協議して定める）。

別図 3

日本獣医師会の「学会」と地区単位で地区を構成する地方獣医師会により組織される「地区学会」の関係



「学会」の独自会員制の日獣会員制への一元化（案）



注：日本獣医師会の会員（正会員及び賛助会員）及び会員構成獣医師は、優先的に学会関係事業を含む日本獣医師会の事業に参加し、また、日本獣医師会業務をはじめその他の各種情報等の提供を受けることができるものとする。
 なお、学会関係事業等の公益目的事業については、会員など特定の者のみ参加を限定することが不可となる。従って、一定の対価を徴した上で、上記以外の者であっても参加を可能とする（この場合、学生については、会員構成獣医師を担う者として一定の配慮を行う。）。

別表

日本獣医師会の「獣医学術学会年次大会」並びに地方獣医師会の「獣医学術地区学会」及び「地区獣医師大会」の新旧対比

1 日本獣医師会の「獣医学術学会年次大会」関係

	こ れ ま で	平成22年度から順次移行
1 事業の名称	<ul style="list-style-type: none"> 日本獣医師会(三学会各学会)の学会関係事業 	<ul style="list-style-type: none"> 日本獣医師会の獣医学術学会事業 <p>注：公益目的事業(獣医学術の振興及び調査研究)として位置づける。</p>
2 学会の組織・構成	<ul style="list-style-type: none"> 日本獣医師会の定款に基づく機関として学会が、また、同学会の学術分野別機関として三学会が位置づけられているにもかかわらず、三学会がそれぞれ日本獣医師会とは別の任意の組織として形式上、存在 	<ul style="list-style-type: none"> 名実ともに定款の規定に基づく機関(会議体)として、日本獣医師会の学会関係事業運営を行う。 <pre> graph TD A[学 会] --- B[獣医学術分野別学会] B --- C[日本産業動物獣医学会] B --- D[日本小動物獣医学会] B --- E[日本獣医公衆衛生学会] </pre>
3 毎年度開催する学術集会の名称	<ul style="list-style-type: none"> 平成 年度日本獣医師会学会年次大会() 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会()

2 地方獣医師会の「獣医学術地区学会」関係

	こ れ ま で	平成 22 年度から順次移行				
1 事業の名称	_____	<ul style="list-style-type: none"> 地区制を構成する各地方獣医師会の獣医学術地区学会事業 注：公益目的事業(獣医学術振興・セミナー講習会等)として位置づける。 				
2 地区学会の組織・構成	<ul style="list-style-type: none"> 日本産業動物獣医学会(地区) 日本小動物獣医学会(地区) 日本獣医公衆衛生学会(地区) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">地 区 学 会</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">獣 医 学 術 分 野 別 地 区 学 会</td> <td style="padding: 5px;">日本産業動物獣医学会(地区)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">日本小動物獣医学会(地区)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">日本獣医公衆衛生学会(地区)</td> </tr> </table> </div>	獣 医 学 術 分 野 別 地 区 学 会	日本産業動物獣医学会(地区)	日本小動物獣医学会(地区)	日本獣医公衆衛生学会(地区)
獣 医 学 術 分 野 別 地 区 学 会	日本産業動物獣医学会(地区)					
日本小動物獣医学会(地区)						
日本獣医公衆衛生学会(地区)						
3 毎年度開催する地区学術集会の名称 (1) 地区学会関係	<ul style="list-style-type: none"> 平成 年度日本産業動物獣医学会(地区) 平成 年度日本小動物獣医学会(地区) 平成 年度日本獣医公衆衛生学会(地区) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 年度 地区獣医学術地区学会事業による「平成 年度獣医学術 地区学会」とする。ただし、学術分野別地区学会の区分は、これまでどおり残し、次のとおりとする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">平成 年度獣医学術 地区学会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日本産業動物獣医学会(地区)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日本小動物獣医学会(地区)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日本獣医公衆衛生学会(地区)</td> </tr> </table> </div>	平成 年度獣医学術 地区学会	日本産業動物獣医学会(地区)	日本小動物獣医学会(地区)	日本獣医公衆衛生学会(地区)
平成 年度獣医学術 地区学会						
日本産業動物獣医学会(地区)						
日本小動物獣医学会(地区)						
日本獣医公衆衛生学会(地区)						

<p>(2) 地区学術集会の実施主体等</p> <p>ア 主催</p> <p>イ 共催</p> <p>ウ 獣医学術地区学会の企画・運営</p> <p>エ 後援</p> <p>オ 協賛(支援・協力)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本産業動物獣医学会(地区) ・ 日本小動物獣医学会(地区) ・ 日本獣医公衆衛生学会(地区) <p>注：開催運営は形式上は各地区学会が行うとされているものの、実質的には開催担当の地方獣医師会が担う。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区獣医師会連合会ほか(都道府県など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方獣医師会 注：当該年度の獣医学術 地区学会の開催を担当する地方獣医師会 ・ 地区を構成する主催地方獣医師会以外の地方獣医師会 ・ 獣医学術地区学会を構成する分野別地区学会としての (1) 日本産業動物獣医学会(地区) (2) 日本小動物獣医学会(地区) (3) 日本獣医公衆衛生学会(地区) ・ 都道府県・市町村など ・ 日本獣医師会
<p>4 地区学会関係(獣医学術地区学会開催費用を含む。)の収支予算(決算)</p>	<p>_____ (種々)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度の獣医学術 地区学会を主催する地方獣医師会が計上する。共催する地方獣医師会は、地方獣医師会の毎年度の「獣医学術 地区学会」開催関係経費の負担分相当額を公益目的事業経費として計上する。
<p>5 地区学会等の役職</p> <p>(1) 獣医学術地区学会</p>	<p>_____</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 年度獣医学術 地区学会会長 注：当該年度の獣医学術地区大会を主催する地方獣医師会の会長が就任
<p>(2) 学術分野別地区学会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本産業動物獣医学会(地区) 地区学会長、地区学会評議員 ・ 日本小動物獣医学会(地区) 地区学会長、地区学会評議員 ・ 日本獣医公衆衛生学会(地区) 地区学会長、地区学会評議員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本産業動物獣医学会(地区) 地区学会長・地区副学会長、地区学会幹事 ・ 日本小動物獣医学会(地区) 地区学会長・地区副学会長、地区学会幹事 ・ 日本獣医公衆衛生学会(地区) 地区学会長・地区副学会長、地区学会幹事

3 地方獣医師会の「地区獣医師大会」関係（地区獣医師大会の開催運営を公益目的事業とする場合）

	こ れ ま で	平成 2 2 年度から順次移行
1 事業の名称	_____	<ul style="list-style-type: none"> 各地方獣医師会の 地区獣医師大会事業 注：事業の開催の内容等に応じ公益目的事業(獣医事向上対策等・政策提言・人材育成等)として位置づける。
2 地区の構成	<ul style="list-style-type: none"> 当該地区の各地方獣医師会の連絡調整等の会議体としての地区獣医師会（連合会） 	同 左
3 地区獣医師大会の名称	<ul style="list-style-type: none"> 平成 年度 地区獣医師大会 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 年度 地区獣医師大会事業による「平成 年度 地区獣医師大会」
4 地区獣医師大会の実施主体等		
(1) 主 催	<ul style="list-style-type: none"> 地区獣医師会連合会（又は地方獣医師会） 	<ul style="list-style-type: none"> 地方獣医師会 注：当該年度の 地区獣医師大会の開催を担当する地方獣医師会
(2) 共 催	_____	<ul style="list-style-type: none"> 地区を構成する主催地方獣医師会以外の各地方獣医師会
(3) 後 援	_____	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・市町村など
5 地方獣医師大会の収支予算(決算)	_____ (種々)	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度の地区獣医師大会を主催する地方獣医師会が計上する。共催する地方獣医師会は、地方獣医師会の毎年度の「地区獣医師大会」開催関係経費の負担分相当額を公益目的事業費として計上する。

日本獣医師会学会学術誌の発刊・編集等の考え方

1 日本獣医師会雑誌における学会学術誌の位置づけ

日本獣医師会においては、獣医学術の振興及び獣医師その他の獣医療従事者の人材育成を目的に、日本獣医師会雑誌（日獣会誌）を編集・発刊しているが、日獣会誌のうち日本獣医師会学会学術誌（学会学術誌）の編集については、これまでどおり日本獣医師会雑誌の中の獣医学術学会誌として位置づけ、日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会が行う。

2 役割分担

（１）役員

ア 会長：会長は、日獣会誌編集委員及び獣医学術学会誌編集委員を委嘱する。

イ 専務理事：これまで通り、日獣会誌編集発行者（日獣会誌編集委員会委員長）に就任する。

ウ 学会担当職域理事：日獣会誌のうち学会学術誌部分の編集責任者（獣医学術学会誌編集委員会委員長）に就任する。

（２）委員会

ア 日本獣医師会日本獣医師会雑誌編集委員会：日獣会誌のうち学会学術誌以外の部分の編集等を所掌する。

イ 日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会：日獣会誌のうち、学会学術誌部分の編集等を所掌する。

3 関係する規程

（１）日本獣医師会雑誌

ア 日本獣医師会雑誌編集等規程（制定済み）

イ 日本獣医師会雑誌投稿規程（制定済み）

（２）日本獣医師会雑誌のうち学会学術誌関係

ア 日本獣医師会学会学術誌編集等規程（新規制定）

イ 日本獣医師会学会学術誌投稿規程（新規制定）

別図 5

日本獣医師会雑誌(日獣会誌)の構成及び関係規程

